

本 MC - CNC Shopfloor Management 補足条項 (以下「**本 MC 条項**」という。) は、オーダーに「MC」の英数字コードが指定された提供物及び製品 (以下「**MC 提供物**」という。) にのみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 MC 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 MO 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様又はエンドカスタマーのコンサルタント、代理人及び請負業者としてお客様又はエンドカスタマーの社内業務を支援する目的で、お客様又はエンドカスタマーの敷地内で MC ソフトウェア及び/又はドキュメンテーションへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、エンドカスタマーの従業員、お客様又はエンドカスタマーの権限を有する代理人を意味します。

「**ライセンス証書**」とは、提供されるソフトウェアの使用権に関する情報が記載された証書を意味します。ライセンス証書は、特定の MC ソフトウェア又は関連ドキュメンテーションと共に提供されます。

「**エンドカスタマー**」とは、お客様が本契約及び本 MC 条項に基づき MC ソフトウェアを移転する第三者を意味します。

「**インスタンス**」とは、物理的オペレーティングシステム環境へのインストール又は仮想オペレーティングシステム環境へのインストールを意味します。

「**MC ソフトウェア**」とは、MC 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**シミュレーションソフトウェア**」とは、お客様が VNCK ソフトウェアの部品を組み込んだお客様のシミュレーションソフトウェアを意味します。

「**VNCK ソフトウェア**」とは、「SINUMERIK」と指定された数値制御システムの仮想コア (VNCK) をインターフェース経由でシミュレーションソフトウェアに統合して実行するために使用できるソフトウェアパッケージを指します。VNCK ソフトウェアは、RunMyVNCK ALM、Create MyVNCK ALM、RunMyVNCK ISV COL、Create MyVNCK Dongle としてライセンス供与されます。

「**派生ソフトウェア**」とは、Create MyHMI/3GL、Create MyCC、Create MyCCI のいずれかのライセンス、又はそれに含まれる情報 (インターフェースの説明等) を使用して作成され、この目的で SISW によってドキュメンテーションに従って数値制御用として提供するインターフェースに基づいて、「SINUMERIK」と指定された数値制御用のカスタマイズされたソフトウェアを指します。SINUMERIK 上で派生ソフトウェアを実行するには、別途ランタイムライセンスが必要です。必要なインターフェースに応じて、Create MyCCI ライセンスには対応する Compile Cycle ソフトウェアが必要です。

「**アプリケーションソフトウェア**」とは、お客様又はソフトウェアサプライヤーが作成したコンピュータープログラムで、SINUMERIK コントローラーの通信インターフェースを使用せず、SINUMERIK ユーザーインターフェース (HMI) に統合されているコンピュータープログラムを意味します。これらは、SINUMERIK コントローラーに統合されているか、統合されずに SINUMERIK コントローラーにインストールされています。SINUMERIK 上でのアプリケーションソフトウェアの実行には、別のライセンス (Run MyHMI/3GL) が必要です。

「**SINUMERIK Edge デバイス**」とは、SINUMERIK ファームウェアが実行されるデバイス (ハードウェア) を意味します。

「**SINUMERIK Edge アセット**」とは、(i) 有効な MindAccess IoT バリュープランで MindAccess アカウントに接続され、(ii) 「Manage MySINUMERIK Edge App Management」という MindSphere アプリケーションに「アセット」として記載されている、SINUMERIK Edge デバイスを意味します。

「**SINUMERIK Edge アプリケーション**」とは、SINUMERIK Edge アセット上で実行する、ファームウェアではないソフトウェアを意味します。

「**Hybrid SINUMERIK Edge ソフトウェア**」とは、MindSphere アプリケーションに接続された SINUMERIK Edge アプリケーションを意味し、SINUMERIK Edge アプリケーションが実行されている SINUMERIK Edge アセットの追加のサービスが可能です。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、MC ソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーに記載された、特定の MC ソフトウェアに関する追加ライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.1 「**永久**」ライセンス又は「**延長期間**」ライセンスとは、有効期限が設定されていないソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれません。
 - 2.2 「**シングル**」ライセンスとは、お客様又はエンドカスタマーが、1つのインスタンスにインストールし、オーダーに指定された方法で使用できる、MC ソフトウェアの非独占的ライセンスを意味します。
 - 2.3 「**トライアル又はデモ**」ライセンスとは、両当事者間で書面によって指定されたテスト目的でのみ、1つのインスタンスに MC ソフトウェアをインストールするための、非独占的、譲渡不可能なライセンスを意味します。MC ソフトウェアの使用期

間は、MCソフトウェアの提供時を起点として90日間に制限されています。但し、VNCKソフトウェアの場合等は、両当事者の合意によって異なる期間を設定することができます。

- 2.4 「フローティング」ライセンス又は「同時ユーザー」ライセンスとは、MCソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得されたMCソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されることを意味します。お客様は、VNCKソフトウェアの同時ユーザーライセンスに限り、取得したライセンス数の10倍を上限として、必要な数のインスタンスにVNCKソフトウェアをインストールすることができます。例えば、お客様が取得したライセンスの数が3の場合、30のインスタンスにVNCKソフトウェアをインストールすることができます。
- 2.5 「ノードロック」ライセンスとは、MCソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。
3. **ライセンス付与** お客様は、次の条件を満たしている場合、EULA又はUCAでのライセンス供与の他に、エンドカスタマーにライセンス権を譲渡する権利を有することとします。(i) 本MC条項及び(適用の) EULA又はUCAと同等以上に厳格な条件が規定された契約をエンドカスタマーとの間で締結すること。(ii) エンドカスタマーの連絡先データをSISWに提供すること(「WLM」と記載されているMCソフトウェアを除く)。(iii) 可能な範囲で、既存のライセンスキー(又はそれに相当するもの)及びライセンス証明書類をエンドカスタマーに提供すること。

4. VNCKに関する特別条件 - Create MyHMI/3GL、Create MyCC、Create MyCCIソフトウェア

4.1 権利

- 4.1.1 **VNCK ソフトウェア** SISW はお客様に、「SINUMERIK」と称される数値制御の仮想コア(VNCK)をインターフェース経由でシミュレーションソフトウェアに統合する目的でVNCKソフトウェアをインストールして使用するための、非独占的に、以下の条件に従って譲渡可能な権利を付与します。シミュレーションソフトウェアの作成とテストのためのVNCKの統合と実行には、Create MyVNCK Dongle ライセンス又は Create MyVNCK ALM ライセンスと Run MyVNCK ALM ライセンスの組み合わせが必要です。シミュレーションソフトウェアに既に統合されているVNCKの実行には、Run MyVNCK ISV COL 又は Run MyVNCK ALM ライセンスが必要です。お客様は、本MC条項の第3条の条件に基づき、Create MyVNCK ALM 及び Run MyVNCK ALM ライセンスだけを第三者に移転する権利を付与されます。Run MyVNCK ISV COL 及び Create MyVNCK Dongle ライセンスの移転は、本MC条項の逸脱条項第4.2条及び第4.3条のみに支配されます。これに加えて、お客様は、VNCKによって拡張されたシミュレーションソフトウェアのコピーを作成し、使用又はテストのために第三者に移転することができます。お客様は、VNCKによって拡張されたシミュレーションソフトウェアのコピーを1つのインスタンス上で使用する権利だけを第三者に付与する権利を有しています。

お客様は、VNCKソフトウェアを使用して開発されたシミュレーションソフトウェアに関するすべての責任を負い、これに関連していかなる損害もSISWに与えないものとします。

- 4.1.2 **Create My HMI/3GL、Create MyCC、Create My CCI** SISW はお客様に、派生ソフトウェアを作成する目的、この方法で作成された派生ソフトウェアのコピーを作成する目的及び第三者による使用又は適用のために工作機械との組み合わせで当該コピーを第三者に販売/移転する目的で、提供されたソフトウェアをインストールして使用するための、非独占的、譲渡不可能な権利を付与します。派生ソフトウェアに SISW から提供されたプログラムコンポーネント(特にソースコード)が含まれる場合、当該派生ソフトウェアの移転には、SISW による事前の書面による同意が必要です。お客様は、開発環境を使用して開発された派生ソフトウェアに関するすべての責任を負い、これに関連していかなる損害も SISW に与えないものとします。

- 4.2 **派生ソフトウェアの作成、Create MyVNCK DongleとRun MyVNCK ISV COLに基づくシミュレーションソフトウェアへのVNCKの統合** お客様は、お客様のために派生ソフトウェアを作成する目的又はシミュレーションソフトウェアにVNCKを統合する目的でのみ提供される場合に限り、その範囲内で、ソフトウェアを第三者から使用可能にする権利を有します。この場合、お客様は、本契約及び本MC条項の条件と同等以上に厳格な条件を持つ契約を第三者との間で結ぶ必要があります。お客様は当該条項を第三者に遵守させる責任を負い、第三者からのいかなる補償請求に関してもSISWに損害を与えないものとします。

- 4.3 **Create My VNCK DongleとRun MyVNCK ISV COLに基づく開発や試用などに関するその他の権利と義務** お客様は、開発及び試用の目的で、SISWから提供されたVNCKソフトウェアの最大3つのコピーを自己で使用する権利を有します。お客様は、SISWから提供されたライセンス番号を使用して、作成したVNCKソフトウェアのコピーに番号を付ける義務を負います。さらに、お客様は、作成されて配布されたVNCKソフトウェアのコピーの数と、シミュレーションソフトウェアへの統合に使用したVNCKソフトウェアのコピーの数及びそれらのライセンス番号を記録する義務を負います。これらの記録には、記録手順の妥当性を検証するために必要なデータ、即ちVNCKソフトウェアのコピーが提供された第三者の住所、対応するライセンス番号、コピー数等が示されている必要があります。お客様は、自己のシミュレーションソフトウェアと同等以上の不正コピー防止手段(例えば、dongleの使用、ハードウェアの識別等)を、VNCKソフトウェアの保護のために使用する必要があります。

- 4.4 **考慮事項 (VNCKソフトウェアのみ)** シミュレーションソフトウェアの作成及びテストのためのVNCKソフトウェアのライセンス料金に加えて、お客様は、付与された権利に基づいてシミュレーションソフトウェアに統合され、このシミュレーションソフトウェアの一部としてお客様によって配布又は使用されるRun MyVNCK ISV COLライセンスの各コピー又はRun MyVNCK ALMライセンスの各コピーのライセンス料金も支払うものとします。お客様は、本MC条項の規定に従って、アーカイブ目的及びテストと開発の目的で使用されたコピーに関しては、料金を支払う必要はありません。

5. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介してMC提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのエンタイトルメント数が減少することはありません。

6. **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報をSISWに提供するものとします。SISWは、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISWの事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託できます。SISWは、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。

7. **MCソフトウェアの保守サービス** MCソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス(以下「保守サービス」という。)は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。